

○国土交通省告示第 号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正し、令和八年 月 日から適用する。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表第18 搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備考
(略)				
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。）	(略)	(略)	(略)	1)・2) (略) 3) <u>電子機器は、不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。</u>
<u>予備のリチウム電池又はパワーバンク（他の電子機器に電力を供給する目的のものであってリチウム電池を内蔵したものという。以下同じ。）</u>	(略)	(略)	<u>2個（リチウム含有量が2g以下の予備のリチウム金属電池及びワット時定格量が100Wh以下の予備のリチウムイオン電池は個数には算入しないものとする。）</u>	4) (略) 5) <u>熱を発生する電子機器は、熱を発生する部分と電池とに分けること。</u> 6) <u>予備のリチウム電池及びパワーバンクは、短絡しないように個々に保護されていること。</u> 7) <u>パワーバンク</u>

別表第18 搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備考
(略)				
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。）	(略)	(略)	(略)	1)・2) (略) 3) <u>不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。</u>
<u>短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）</u>	(略)	(略)	<u>電子機器の数にかかわらず、予備の電池2個（リチウム含有量が2g以下のリチウム金属電池及びワット時定格量が100Wh以下のリチウムイオン電池を除く。）</u>	4) (略) 5) <u>熱を発生する器具を、熱を発生する部分と電池とに分けること。</u> 6) <u>予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。</u> (新設)

を航空機内において充電しないこと。

8) リチウム電池が装備された靴は、リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が0.3gを超え、又はリチウムイオン電池にあってはワット時定格量が2.7Whを超える場合は、持込み手荷物とすること。

なお、電池を取り外す場合は、予備のリチウム電池の規定を適用すること。

7) リチウム電池が装備された靴は、リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が0.3gを超え、又はリチウムイオン電池にあってはワット時定格量が2.7Whを超える場合は、機内持込み手荷物とすること。

なお、電池を取り外さない場合も機内持込みとし、電池を取り外す場合は、予備電池の規定を適用すること。

(略)

(注) (略)

(略)

(注) (略)